

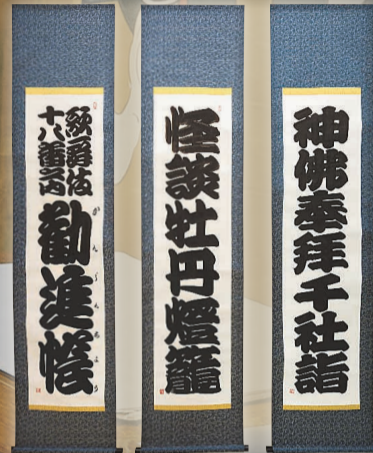


指定無形文化財

工芸技術

勘亭流・寄席文字・江戸文字

保持者：中村泰士氏〈三代目荒井三禮・橘右橋〉(東日暮里5丁目)



▲三書体の掛軸(左から勘亭流・寄席文字・江戸文字)

勘亭流は歌舞伎、寄席文字は寄席、江戸文字は千社札に用いられるデザイン文字の技法で、歌舞伎や寄席の興行、千社札の製作に欠かせない大変貴重な技術です。

中村氏は、寄席文字を橘流寄席文字家元の橘右近から、勘亭流を勘亭流家元・二代目荒井三禮(上野庄吉氏〈元区指定無形文化財保持者〉)から、江戸文字を東都納札睦代表の二代目関岡扇令(関岡功夫氏〈元区指定無形文化財保持者〉)から薫陶を受けて修得しました。

50年以上、勘亭流・寄席文字・江戸文字の筆耕に従事し、系譜も明らかで、各団体から高い評価を得ています。

長い歴史の中で大切に守り伝えられてきた あらかわの文化財

区では、荒川区文化財保護条例に基づき、区内の貴重な文化財を保護・継承するため、毎年、文化財の登録・指定を行っています。
今号では、令和7年度に新たに登録・指定した文化財を紹介します。

問合せ 荒川ふるさと文化館 ☎(3807)9234

指定有形文化財(建造物)

木造七面明神立像宮殿

所有者：延命院(西日暮里3丁目) ※非公開

木造七面明神立像を安置する木造建造物で、七面堂の須弥壇の上に置かれています。桁行1間(約1.8m)、梁間1間、総高230cmの入母屋造で、屋根は本瓦型板葺、三手先の組物で支えられ、全体は彫刻や金箔・彩色・鍍金具等で装飾されています。建立時期は江戸時代前期で、内部に安置されている木造七面明神立像が造立された慶安3年(1650年)と一致します。区内最古期の建造物です。

指定有形文化財(彫刻)

木造七面明神立像

所有者：延命院(西日暮里3丁目) ※非公開

慶安3年(1650年)に製作された木彫の神像です。作者は町仏師と考えられる弥兵衛です。高さは45.9cmあり、衣服は彩色・金泥塗りで表現されています。像内納入品には木札1面、紙本墨書法華経1巻、包紙があり、付属品には持国天立像・多聞天立像、伝竜鱗、神鏡等があります。年紀・作者が判明しており、日蓮宗関係の造像や七面明神信仰の江戸への流布の状況を知るうえで大変貴重な立像です。

▶木造七面明神立像宮殿